

【公報種別】実用新案法第14条の2の規定による訂正明細書等の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成27年3月26日(2015.3.26)

【登録番号】実用新案登録第3184441号(U3184441)

【審査番号】無効2014-400008(U2014-400008/J3)

【訂正の登録日】平成27年1月19日(2015.1.19)

【登録公報発行日】平成25年6月27日(2013.6.27)

【出願番号】実願2013-2164(U2013-2164)

【国際特許分類】

F 16 T 1/00 (2006.01)

F 16 T 1/38 (2006.01)

【F I】

F 16 T 1/00 A

F 16 T 1/38 Z

【訂正書】

【提出日】平成26年12月5日(2014.12.5)

【訂正の目的】実用新案登録請求の範囲の減縮

【訂正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】

空気取り入れ口と、排水口とを有する多流路管体と、

前記多流路管体内に封止されるとともに前記空気取り入れ口と前記排水口との間に位置し、開口と、空気室と、貫通孔と、ノズルと、集水孔と、内縁壁と、第一のリード角とを備え、

前記開口が前記空気室と連通して前記多流路管体の外に凸設されており、前記貫通孔が前記空気取り入れ口と連通し、

かつ、前記ノズル内にベンチュリ管として構成した凝縮水流路と凝縮水排出口とがさらに設けられ、前記凝縮水排出口が前記空気室と連通し、

前記凝縮水流路の一端が前記凝縮水排出口と連通し、

前記凝縮水流路の他端が前記空気取り入れ口と連通し、

前記ノズルが前記貫通孔に密接され、

前記集水孔が前記空気室及び前記排水口と連通し、

前記集水孔と前記開口との距離が前記凝縮水排出口と前記開口との距離より大きく、

前記第一のリード角が前記内縁壁周りに環設されているコンデンシングユニットと、

前記第一のリード角に対応する第二のリード角を有し、

前記第二のリード角が前記第一のリード角に当接しているコンデンシングユニットワッシャーと、

前記コンデンシングユニットの開口に互いに結合して前記コンデンシングユニットワッシャーを押し付けている第一の結合部材と、

を含む、スチームトラップ。

【請求項2】

前記多流路管体は、

前記多流路管体の外に突出して前記コンデンシングユニットと前記空気取り入れ口との間に位置されたろ過部をさらに備え、

前記ろ過部は、

ろ過室と、ろ過口と、第三のリード角と、第二の結合部材と、ろ過部ワッシャーとを有し、

前記ろ過口が前記ろ過室と連通し、前記ろ過室が前記空気取り入れ口と連通し、

前記第三のリード角が前記ろ過口の内縁周りに環設され、
前記ろ過部ワッシャーは前記第三のリード角に対応する第四のリード角を有し、
前記第四のリード角が前記第三のリード角に当接し、
前記第二の結合部材が前記ろ過口に互いに結合して前記ろ過部ワッシャーを押し付けて
いることを特徴とする請求項1記載のスチームトラップ。

【請求項3】

前記ろ過室内にろ過網がさらに設けられ、
前記ろ過網の一端が前記貫通孔に隣接されていることを特徴とする請求項2記載のスチームトラップ。

【請求項4】

前記第二の結合部材は、
前記第二の結合部材に密接するフィルタプラグをさらに有することを特徴とする請求項2記載のスチームトラップ。